

大飯原発3・4号の再稼働反対表明等を求める質問・要望書

大阪府知事 松井一郎 様

2017年9月21日 避難計画を案ずる関西連絡会

【要 望 事 項】

1. 福島原発事故の悲惨な実態を直視してください。
安全性は確保されておらず、避難計画に実効性はありません。大阪・関西の住民を守るため、大飯原発3・4号の再稼働に反対を表明して下さい。
2. 原発事故時の被害地元として、そして避難者受け入れ先として、再稼働にあたっては立地自治体だけの同意でなく、大阪府をはじめ関西自治体の同意も必要であると表明して下さい。
3. 琵琶湖が汚染されれば大阪府民にも甚大な影響が及びます。滋賀県のシミュレーション結果からも、原発事故に備えた安定ヨウ素剤の備蓄を行って下さい。
4. 大飯3・4号の安全性、避難計画について、府民への説明会を早急に開催して下さい。

日頃より、大阪府民の安全を守るためご尽力いただきありがとうございます。

福島原発事故から6年半が過ぎました。あの悲惨な原発事故を繰り返してはなりません。しかし関西電力は、高浜原発3・4号を高浜町長と福井県知事の同意だけで再稼働し、大飯原発についても、おおい町長と福井県知事の同意だけで、来年1月にも3号の原子炉を起動し、3月には4号の原子炉も起動しようと準備を進めています。私たちは、これに強く反対します。

大飯原発が稼働し事故が起これば被害は関西にも及びます。大飯原発30km圏内の人口約16万人のうち半数以上が京都府・滋賀県の北部の住民です。琵琶湖も汚染され、大阪府民の飲み水も汚染されます。滋賀県のシミュレーションでは、大阪府でも甲状腺被ばくが50mSvを超え、安定ヨウ素剤の服用が必要になるという結果が出ています。

私たちは8月17日に、大飯3・4号の再稼働に同意しないように求め、おおい町と町議会に申し入れを行いました。関西一円に被害が及ぶことについてどう考えているのか問いましたが、具体的返答はありませんでした。「おおい町は国から理解を求められている。他の自治体のことは言う立場にない」と述べ、被害を受ける周辺自治体への配慮など一切ありませんでした。

被害だけを受けて、再稼働の同意権すらない現状はあまりに理不尽で、我慢できません。

大飯原発の安全性は確保されていません。基準地震動は過小評価のままです。さらに、火山灰の濃度規制が約100倍に引き上げられ、新たな基準の策定が進められています。また、現行の「2系統維持」の基準にも違反しています。このような状況で再稼働が進められているのです。

さらに、避難計画には実効性がないままです。高浜原発と大飯原発は基準地震動の想定震源断層が同一であることから、同時に重大事故を起こす危険性があります。この同時発災時の被ばく評価や避難計画はまだありません。

また、大阪府が避難を受け入れる滋賀県高島市民の避難所さえ決まっていません。

このように、安全性も確保されず、避難計画の実効性もない中で、立地自治体の同意だけで再稼働が進められ、大阪・関西住民の安全や健康が脅かされているのでしょうか。大阪府民・関西住民を守るために、大飯3・4号の再稼働に反対を表明して下さい。

質問と要望に答えてください。

【質 問 事 項】

1．基準地震動の過小評価について

大飯3・4号の基準地震動は「入倉・三宅式」を用いて策定されています。前原子力規制委員長代理の島崎邦彦氏は、名古屋高裁金沢支部での大飯3・4号運転差し止め裁判において「入倉・三宅式」を用いた関電の基準地震動の評価は過小であり、必要な審査がまだ行われていないため、「許可を出すべきではない」と証言しています。

日本の地震の特徴を踏まえた「武村式」で評価すれば、地震の規模は4.7倍にもなります。さらに、国は武村式を批判するために、データ改ざんされた論文を証拠としてとりあげ、それをまた改ざんするなどしています。[資料1]

(1)地震動の過小評価について、関西広域連合の場合等で原子力規制委員会に十分な説明を求めるべきではないですか。

2．火山灰問題について

現在の基準では、外気取り入れ口から火山灰が侵入し、フィルターが目詰まりして非常用ディーゼル発電機が機能喪失にならないように求めています。非常用ディーゼル発電機は外部電源が喪失した場合の頼みの綱であり重要な機器です。

原子力規制委員会は、7月19日の会合で、火山灰濃度の規制について、現状の評価値を約100倍に引き上げた新しい基準を策定する方向を決定しました。大飯3・4号については、電気事業連合会の資料では、予想される評価値「参考濃度」約1.5g/m³に対して、全電源喪失(フィルター交換の限界)となる「限界濃度」は約1.1g/m³です。「参考濃度」が「限界濃度」を超えるため、対策が必要となります。

さらに、現行の規制では、フィルター交換について、単一故障の仮定から、2系統とも機能が維持されることを求めています(1)。しかし関電等は、1台のフィルターが目詰まりすれば止めて交換し、その間は別の1台を動かすという方法を採用しています。これは、濃度規制が引き上げられることとは別に、「2系統維持」という現在の規則に違反しています。

2系統維持ができない現状は規則に違反しているため、再稼働が容認できる状況ではありません。(1:フィルター交換中にもう1台が故障すれば、2台とも使えなくなることを防ぐため)[資料2]

(1) これら火山灰問題について、関西広域連合の場合等で、関電と原子力規制委員会に十分な説明を求めるべきではないですか。

3. 再稼働の同意権について

現在は、立地自治体の同意表明のみで再稼働が進められ、被害地元である関西の声は無視されたままです。関西広域連合は国に対して、同意権の法的枠組みの策定等を求めています。

(1) 立地自治体だけでなく、少なくとも30km圏内の自治体にも同意権が必要ではないですか。

4. 大飯原発と高浜原発の同時事故を想定した避難計画について

高浜原発と大飯原発は基準地震動の想定震源断層が同一であることから、同時に重大事故を起こす危険性があります。京都府や滋賀県は、同時発災の避難計画が必要だと答えています。

(1) 両原発での同時事故を考慮した事故評価や避難計画が必要ではありませんか。

(2) 同時事故を考慮した避難計画等が策定されるまで、大飯3・4号の再稼働は容認できないのではないですか。

5. 大飯原発事故時の高島市民の避難受け入れ計画について

大飯原発事故時には、滋賀県高島市の今津町と旧朽木村の約540名を、大阪府下の大阪市、枚方市、高槻市で受け入れることになっています。避難元の滋賀県は最終避難所を決めるべきと、7月12日の私たちとの面談で述べています。

(1) 避難所を決めることは、防災計画の基本です。滋賀県の避難先が大阪府下であることを決めた関西広域連合の「関西防災・減災プラン(原子力災害対策編)」は2013年6月に示され、既に4年以上が経っています。しかし、現在も最終避難所は示されていません。

約540名の避難所(大阪市・枚方市・高槻市)は決まりましたか。その場合は公表してください。

未だ決まっていない場合は、その理由を説明してください。

(2) 9月1日に枚方市に申し入れを行い、最終避難所について質問したところ「候補地は複数選定している。具体的には、その時の状況に応じて決める」との回答でした。

また、今津町杉山地区には社会福祉施設に約30名の入所者がいますが、枚方市はこれらの入所者を把握しておらず、私たちの指摘を受け、体育館では受け入れられないので、今後福祉施設を選定するとのことでした。

大阪府は高島市の要援護者の避難計画について、滋賀県・高島市や府下の3市と協議を行っているのですか。

(3) 滋賀県等の避難計画では、大飯原発30km圏の高島市住民は約540名とされていますが、これらの人々とは別に、今津町には社会福祉法人大阪自彊館の2つの救護施設「角川ヴィラ」と「橡生の里」の入所者約360名、職員約80名、計約440名もの人々がいます。枚方市によると

「枚方市では受け入れない。高島市・滋賀県より、同じ法人が運営する大阪府内の施設に受け入れる想定があるとの回答をもらった」とのことでした。また、避難手段について、滋賀県は「基本的に施設所有のマイクロバスや公用車」と答えています。

大阪府内のどこの施設が避難先になるのですか。これだけ多くの要援護者が生活するのに十分な設備等の整った部屋が確保されているのですか。

避難手段は「施設所有のマイクロバスや公用車」だけで足り、安全な避難ができるのですか。

大阪府は、これらの入所者・職員のためのバスや福祉車両を確保しないのですか。

6．原発事故に備えた安定ヨウ素剤の備蓄について

福島県では子どもたちの甲状腺がんは、がんの疑いを含め 191 名にも上っています。滋賀県のシミュレーションでは、大阪府内でもヨウ素剤服用基準の 50mSv を超える被ばくが予想されています。

原発事故に備えた安定ヨウ素剤の備蓄等について、昨年 7 月 5 日の申し入れでは「安定ヨウ素剤の備蓄をはじめ、U P Z 外の地域における、事前の防災対策のあり方等については、広域連合、全国知事会と共に、国に対して、説明を求めている」との回答でした。

(1) 国からはどのような説明を受けましたか。

(2) 安定ヨウ素剤の備蓄に向けて現在の状況はどうなっていますか。

2 0 1 7 年 9 月 2 1 日

避難計画を案ずる関西連絡会

(連絡先団体：グリーン・アクション / 原発なしで暮らしたい丹波の会 / 脱原発はりまアクション / 原発防災を考える兵庫の会 / 美浜の会)

この件の連絡先：美浜の会 大阪市北区西天満 4 - 3 - 3 星光ビル 3 階 TEL 06-6367-6580 FAX06-6367-6581